平成29年11月相模原市教育委員会定例会

- 日 時 平成29年11月10日(金曜日)午後2時30分から午後3時58分まで
- 場 所 相模原市役所 教育委員会室
- 日 程
- 1.開 会
- 2.会議録署名者の決定
- 3.議事

日程第 1 (議案第65号) 相模原市子ども・若者未来基金条例について(教育環境部)

日程第 2 (議案第66号) 相模原市奨学金条例について(教育環境部)

日程第 3 (議案第67号) 相模原市学校施設整備基金条例について(教育環境部)

日程第 4 (議案第68号) 相模原市立公民館条例及び相模原市区の設置等に関する

条例の一部を改正する条例について(生涯学習部)

日程第 5 (議案第69号) 平成29年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補

正(第4号)について(教育局)

日程第 6 (議案第70号) 相模原市立博物館協議会委員の人事について(生涯学習

部)

4.報告案件

- 1 専決処分の報告について(教職員人事課)
- 2 青根小・中学校の学習環境のあり方検討協議会における検討経過等について(学務課)
- 5.閉 会

出席者(5名)

教育 長野村謙一

教育長職務代理者 永井 博

委員 大山宣秀

委 員 永井廣子

委 員 平岩夏木

説明のために出席した者

									_ //>
教 育 局 長	笹	野	章	央	教育環境部長	渡	辺	志夷	代
学 校 教 育 部 長	奥	村		仁	生涯学習部長	長名	川名		伸
教 育 局 参 事 兼 教 育 総 務 室 長	大	用		靖	教 育 総 務 室 担 当 課 長	江	野		学
教育環境部参事兼 学 務 課 長	八	木	英	次	学務課総括副主幹	和	田		豊
教育環境部参事兼 学 校 施 設 課 長	杉	野	孝	幸	学 校 施 設 課 担 当 課 長	*	Щ		守
教 職 員 人 事 課 担 当 課 長	農	上	勝	也	教 職 員 人 事 課 副 主 幹	並	木	<u>ځ</u> ک	こみ
生涯学習部参事兼 生 涯 学 習 課 長	藤	田	知	正	生 涯 学 習 課 担 当 課 長	天	野		徹
生涯学習課主事	間	瀬	陽	太	生涯学習部参事兼スポーツ課長	菊均	也原		央
スポーツ課主査	Щ	崎	則	仁	生涯学習部参事兼 博 物 館 長	武	田	伸	彦
博物館担当課長	佐々	木	春	美	博物館総括副主幹	加	藤	隆	志
事務局職員出席者									
教育総務室主任	島	﨑	順	崇	教育総務室主任	齋	藤	竜	太
教育総務室主任	上	原	達	也					

開 会

野村教育長 ただいまから、相模原市教育委員会11月定例会を開会いたします。

本日の出席は5名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名につきましては、大山委員と永井廣子委員を指名いたします。

相模原市子ども・若者未来基金条例について 相模原市奨学金条例について

野村教育長 それでは、これより日程に入ります。

はじめに、日程1、議案第65号「相模原市子ども・若者未来基金条例について」及び 日程2、議案第66号「相模原市奨学金条例について」の2つの議案につきましては、関 連がありますので、事務局から一括して提案説明を行い、審議をした後に、個別採決を行 います。

それでは、事務局より説明をいたします。

渡辺教育環境部長 議案第65号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、子ども及び若者の育成支援並びに子育て支援をするため、基金の設置その他 所要の定めをすることについて、相模原市長から意見を求められたため、提案するもので ございます。

はじめに、相模原市子ども・若者未来基金の設置についてご説明いたします。

議案第65号関係資料をご覧ください。1の事案の概要でございますが、(1)の基金 設置の趣旨につきましては、次代を担う子ども・若者が健やかに成長し、活躍できる社会 を実現するために、子どもたちの「生きる力」を育むとともに、全ての若者が自立・活躍 できる環境づくりを進める必要がございます。

このため、子ども・若者の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、主に子どもの貧困対策や学力保障などの取組のほか、子育て支援や若者の自立支援などを長期的・安定的に進めるための財源として、基金を設置するものでございます。

次に、(2)の基金の原資につきましては、アとして本市へ遺贈された寄附金が約1億9,400万円、イとして廃止となる相模原市奨学基金残高が約3,400万円でございます。

なお、本市への遺贈は、寄附金のほか、1,377㎡の土地もあり、当該土地の売却代金を基金に積み立てる予定でございます。

次に、(3)の基金から充当する事業につきましては、新設する給付型奨学金の一部など、子どもの貧困対策の充実に向けた事業などを予定してございます。

次に、(4)の基金の運用につきましては、基金を長期的・安定的に運用するため、広 く市民や企業に子どもの貧困対策等の必要性を周知・啓発し、1人でも多くの賛同者が得 られるように取り組む予定でございます。

次に、2の事業スケジュールでございますが、平成29年市議会12月定例会議に条例 議案及び補正予算議案を提案いたしまして、平成30年市議会3月定例会議に土地売却収 入に係る平成30年度予算案の提案を予定しております。

それでは、議案にお戻りいただきまして、相模原市子ども・若者未来基金条例の主な内容について、ご説明申し上げます。

条文につきましては、お手元の議案のとおり、設置目的、基金の積立て及び管理等について、それぞれ定めるものでございまして、2ページの附則にございますとおり、施行期日を公布の日とし、本基金の設置に合わせて、相模原市奨学基金条例を廃止するものでございます。

以上で、議案第65号の説明を終わらせていただきます。

引き続き、議案第66号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、経済的な理由により、高等学校等における修学が困難な者に対し、奨学金を 給付することにより、修学を奨励するため、奨学金の給付にかかる所要の定めをすること について、相模原市長から意見を求められたため、提案するものでございます。

はじめに、新たな給付型奨学金制度の創設についてご説明いたします。

議案第66号関係資料をご覧ください。

1の議案の概要でございますが、(1)の制度創設の考え方につきましては、子どもの 貧困対策の更なる充実が求められる中、支援を要する子どもに対する施策の1つとして、 学習意欲があるにもかかわらず、経済的な理由により高等学校等における修学が困難な生 徒を対象とした新たな給付型の奨学金制度を創設し、平成30年度に高等学校等に入学す る生徒から制度を適用するものでございます。

なお、既存の貸与型の相模原市奨学金は廃止いたします。

次に、(2)の対象要件につきましては、以下の4項目全てに該当している必要がござ

います。

アとして、本市に居住していること。イとして、経済的な理由により修学が困難であること。具体的には、市民税所得割額非課税世帯の生徒とし、生活保護世帯の生徒は、生活保護の制度の中で教育費の支援がされておりますことから、対象外といたします。

ウとして、学業を続けようとする意欲のある者であること。具体的には、中学校の校長が推薦する者とし、成績要件は設けないことといたします。

エとして、教育委員会規則で定める奨学金である(岩本育英奨学金)を受給していない ことでございます。

次に、(3)の予定人数につきましては、1学年当たり300人程度と想定しておりまして、資格要件に該当する場合は、全て給付対象といたします。

次に、(4)の制度の内容と規模につきましては、アの修学資金は高等学校等の修学期間における教育費を支援するもので、給付金額は年額10万円、給付期間は高等学校卒業資格取得に必要な最短修業年数といたします。

イの入学支度金は、高等学校等に入学する際の準備を支援するもので、給付金額は2万円でございます。

次に、(5)の奨学生等の相談支援体制でございますが、青少年相談センターの相談機能を強化し、奨学金を受給する高校生等の相談支援に対応いたします。

次に、2の事業スケジュールでございますが、平成29年市議会12月定例会議に条例 議案を提案いたしまして、平成30年1月に市民への制度周知と平成30年度奨学生の募 集を開始いたします。その後、平成30年4月に平成30年度奨学生を決定し、その後、 入学支度金及び修学資金を給付いたします。平成31年度奨学生の募集につきましては、 平成30年12月より開始を予定しております。

それでは、議案にお戻りいただきまして、相模原市奨学金条例の主な内容についてご説明申し上げます。

条文につきましては、お手元の議案のとおり、目的、奨学生の資格及び奨学金の額等について、それぞれ定めるものでございまして、2ページの附則のとおり、施行期日を平成30年4月1日とし、ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行するものでございます。

議案の附則第2項をご覧いただきたいと存じます。経過措置として、本条例の改正前の 相模原市奨学金条例の規定により、貸与を決定した奨学金の取扱いにつきましては、なお 従前の例によるとするものでございます。

また、第3項では準備行為として、奨学生の決定にかかる申請の受付、その他必要な準備行為は、この条例の施行の日より前においても行うことができるとするものでございます。

以上で、議案第66号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりましたので、これより質疑、ご意見がございましたら、お願いいたします。

大山委員 この奨学金制度に関しては、子どもの貧困対策として施策を進めるということで、私も大歓迎だと思っています。

質問と意見になりますが、1つは基金の内容です。基金の原資は廃止となる相模原市奨学基金残高とありますが、これは従来の貸与型の奨学金の基金なのか、岩本育英奨学金の 給付型の奨学金の基金なのか伺いたいと思います。

八木学務課長 ただいまご質問のありました3,400万円につきましては、ここで廃止いたします、貸与型の奨学金の基金でございます。

平岩委員 新たな給付型奨学金の対象が学業を続けようとする意欲のある者ということで、 これは、成績が関係ないので喜ぶ方が多くいらっしゃると思います。

そこで、1つお伺いしたいのが、高校に行きたいという意思のある人ということですが、 3年生に限るのか、もしくは例えば様々な理由により1年間空いてしまって、やっぱり勉強したいという子たちも対象になるのか、そこをお伺いしたいと思います。

八木学務課長 例えば、昨年中学校を卒業し、高校浪人になっている状況の方につきましても在籍していた中学校の推薦書をいただければ、対象にしたいと考えております。

永井(博)委員 今のお話と重なるのですが、中学校長が推薦する者として、成績要件は 設けないということは素晴らしいなと思っていますが、議案第66号関係資料の中段の予 定人数にある、1学年当たり300人程度というのは多いような気もします。そこでどう いう根拠で想定した数字なのか伺います。

八木学務課長 今回の奨学金制度の対象者は、市民税所得割額非課税世帯ということで、 現在修学援助を受けているお子さまは1学年当たり900人ほどいらっしゃいます。この 方々の所得を分析してみますと、市民税所得割額非課税世帯のお子さんが約300人いら っしゃったということで設定したものでございます。ですが、その人数もはっきりした部 分ではございませんから、多少、余裕を見て予算組みをさせていただきまして、対象要件 に当てはまるお子さんは全員対象といたしたいと考えているところでございます。

野村教育長 この要件に書いてございます、市民税所得割の非課税世帯の数が1学年当たり概ね300人という推計がありますので、ここでそういう数を出しているということであります。

この1学年300人という数は、全国的にも間違いなく、極めて高い、幅広い生徒さんに対して支給できる数だと思っています。

永井(廣)委員 議案第66号の関係資料の5ページのところで、平成30年の5月にまず入学支度金を給付し、8月に1回目の修学資金の給付となっているのですが、この後は何月に支給されるのかということと、2年目の支給時期は何月と何月と何月に給付されるのかを教えていただければと思います。

八木学務課長 まず、入学支度金の関係を申し上げます。第1回目につきましては、5月の支給となっておりまして、これは今回の募集予定時期が1月からということで、どうしてもスケジュール上、入学支度金はこの形になってしまうものでございます。ですが、翌年度からは募集開始を12月ごろから始めたいと思っておりまして、2年目からは3月に支給をしたいと考えております。

もう1つ、修学資金につきましては、8月以外の支給月は12月と3月を予定しており、10万円を3回に分けて支給したいと考えております。8月では遅いのではないかということもございますが、高等学校の方から出席状況の報告をいただく予定でございまして、4月から7月までの出席状況を確認した上で支給させていただきたいと考えております。大山委員 子ども・若者未来基金のことについてお伺いしたいのですが、基金の運用として、議案第65号関係資料の中で長期的・安定的にと記載がございますけども、今後、市としてはどんな形で多くの賛同者を集めるための活動をしていくのか、お教えいただきたいと思います。

八木学務課長 この相模原市子ども・若者未来基金の初回につきましては、子ども・若者未来局の所管となっておりますので、聞いた範囲内での回答になりますが、今後、企業や一般市民の方等からの寄附を市ホームページや広報等に載せた上で積極的に働きかけていくことを考えてございます。確かに、奨学金等多額の費用がかかる事業があるわけでございますので、この基金が寄附を中心に安定的に運用されていくことは重要だと思っておりますので、そういった活動をしていくと聞いております。

永井(廣)委員 議案第65号の1ページ目の第3条の2項のところで、必要に応じ、最 も確実かつ有利な有価証券に代えることができるというのは、どういうものを想定してい らっしゃるのでしょうか。

野村教育長 この基金だけに限ったことではなく、多くの基金でこうした条文が入っていまして、例えば地方債などを指しています。確実な形で基金を運用していこうというものになります。他には、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 この基金の創設については、これまでも何度か途中経過をご説明してきたところですが、本年の3月から制度設計に入りまして、非常に成育環境に課題をもっているお子さんたちが本市でも多いという中で、既存の貸与型の奨学金ではなくて、給付型に改めるべきだろうということで、教育委員会で検討を行ってまいりました。一方で、子ども・若者未来局も子ども・若者を積極的に支援するため、いろいろな施策を打っていこうということで本年の4月からスタートした中で、基金を立ち上げることとなり、教育委員会と子ども・若者未来局の考えをすり合わせる中で、市長もぜひ子どもたちのために新たな制度を創設すべきだという話をもらい、積み上げてきた制度になります。

先ほどご質問があったように、年間の10万円という金額や対象者の広さという意味でも、画期的だと思っています。それから、条例の中にもありますけれども、青少年相談センターの機能を使って、給付を受けているお子さんたちのいろいろな相談にも乗っていこうという部分が付加されているわけです。単にお金を給付するだけでなく、いろいろな意味で見守っていこうという、かなり総合的な視点に立った画期的な今回の制度だと思っています。こうしたことでスタートするわけでございます。

永井(博)委員 当該のお子さんの家庭に、こうした情報が行き届く手だてを考えて、な お一層取り組んでいただきたいと思います。

野村教育長 そうですね。おっしゃるとおりだと私も思います。他にこの件についてございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 それでは、他に質疑、ご意見がございませんので、これより採決を行います。 はじめに、議案第65号「相模原市子ども・若者未来基金条例について」を原案どおり 決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第65号は可決されました。

次に、日程2、議案第66号「相模原市奨学金条例について」を原案どおり決するに、 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第66号は可決されました。

相模原市学校施設整備基金条例について

野村教育長 では、続きまして、日程3、議案第67号、「相模原市学校施設整備基金条例について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

渡辺教育環境部長 議案第67号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、市が設置する学校施設を整備する事業の財源とするため、基金の設置、その 他所要の定めをすることについて、相模原市長より意見を求められたため提案するもので ございます。

はじめに、条例制定の背景について、ご説明させていただきます。

国の補助金で整備した学校施設を有償で貸し付けるなどの財産処分を行う場合には、補助金の残存価格を国に返納する必要がございますが、国へ返納することとなる補助金相当額以上を学校施設整備のための基金に積立てた場合には、国への返納が免除されますことから、平成24年度に相模原市公共施設保全等基金を設置いたしました。

その後、文部科学省の財産処分に係る事務処理指針が改訂されまして、学校施設整備の基金につきましては、学校施設整備の経費にのみ充てることを目的とした基金への積立てが必要となりましたことから、今回、本条例を制定するものでございます。

条文につきましては、お手元の議案のとおり、設置目的、基金の積立て及び管理等について、それぞれ定めるものでございまして、施行期日を公布の日とするものでございます。

以上で、議案第67号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。質疑、ご意見がございましたら、お願いいたします。 いかがでしょうか。特にございませんか。よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

野村教育長 それでは、この件につきましては、特に質疑、ご意見がございませんので、

これより採決を行います。

議案第67号「相模原市学校施設整備基金条例について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第67号は可決されました。

相模原市立公民館条例及び相模原市区の設置等に関する

条例の一部を改正する条例について

野村教育長 次に、日程4、議案第68号「相模原市立公民館条例及び相模原市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

長谷川生涯学習部長 議案第68号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、青根公民館について、津久井消防署青根分署、緑区役所青根出張所をあわせた施設として、平成30年4月に供用を開始することに伴い、条例における施設の位置の表示を変更することについて、相模原市長から意見を求められたため、提案するものでございます。

はじめに、公民館条例に関係する部分について、ご説明させていただきます。

第1条にございますとおり、青根公民館の位置の表示を相模原市緑区青根1372番地から相模原市緑区青根1372番地1に改めるもので、平成30年4月1日から施行するものでございます。

なお、当該敷地は平成27年度に市が取得するまで民有地を借用していたものであり、 借用期間中に土地の分筆が行われておりました。

そのため、今回施設整備にあわせて、分筆により変更となった番地の表記のみ改正する ものであり、施設自体が移転するものではございません。

続きまして、施設の概要についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案第68号関係資料「(仮称)津久井消防署青根分署、緑区役所青根出張所及び青根公民館複合施設整備事業の概要について」をご覧いただきたいと存じます。

1の事業の概要についてでございますが、老朽化し、離れて存在していた3つの施設を複合化し、1つの施設として新たに整備することにより、地域住民の利便性向上、維持管

理の効率化を図ることに加え、津久井消防署青根出張所を同署青根分署とし、救急車を配置することで、災害時の拠点施設としての機能整備等を図るものでございます。

3の施設の概要についてでございますが、整備後の施設の構造は鉄筋コンクリート造で、 消防分署部分は2階建て、出張所及び公民館部分は平屋建てで延床面積は約753㎡、公 民館部分につきましては、約93㎡でございます。

4の施設の特徴についてでございますが、(1)として、複合施設にすることにより、地域住民に関係する施設が1つにまとまり、地域の拠点として利便性の向上につながること、(2)として、消防分署については、一般の建築物よりも堅固な構造とするため、出張所及び公民館についても同様の構造とし、震災、風水害等に強い施設・設備とすること、また、震災等の対応のため、非常用発電機を設置すること、(3)として、環境への負荷軽減に配慮し、太陽光発電設備を導入するとともに、津久井産木材を活用した施設とすることの3点でございます。

次に、3ページの配置図をご覧いただきたいと存じます。国道413号の新道と旧道に 挟まれました敷地内に、南西側に消防分署を、北東側に出張所及び公民館を配置いたしま す。

次に、施設内のレイアウトについてご説明申し上げます。 4 ページの 1 階平面図をご覧いただきたいと存じます。公民館は、小会議室、中会議室を設置し、出張所につきましては、事務室、会議室、職員控室を設置いたします。消防分署については、事務室や車庫等を設置いたします。

続いて、5ページの2階平面図をご覧いただきたいと存じます。出張所及び公民館は平 屋建てのため、2階部分がなく、消防分署に仮眠室や休憩室等を設置いたします。

また、6ページには各方角からの立面図がございますので、ご覧いただきたいと存じます。

最後に、1ページにお戻りいただきたいと存じます。

5の今後の予定についてでございますが、平成30年3月上旬に建設工事が完了した後、 3月下旬には初度調弁の物品搬入や開所準備を終えまして、4月に開所する予定でござい ます。

以上で、議案第68号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。質疑、ご意見がございましたら、お願いをいたします。

私も今週のはじめに、建設中の現地をちょうど見てまいりました。この地図にあるように、国道413号に沿って複合施設が今まさに建設中であります。中山間地で人口減少の中にある場所ですが、新たに消防には救急部隊が入りましたり、公民館も新しくなりますので、地域の皆さんにとっては非常に安全・安心の観点から、いろいろな意味で貢献ができる施設だろうと考えています。

大山委員 消防の関係でちょっとお伺いしたいのですが、4ページに車庫がありますが、 そこには救急車と消防車が配置されると思います。そうすると、各1台が配置されるとい うことでしょうか。また、この分署にはこれまで救急車が配置されていなかったのでしょ うか。

藤田生涯学習課長 救急車については、これまで配置されておりませんでしたので、ここで配置するものでございます。具体的な台数につきましては、確認をいたします。

平岩委員 意見ではないのですが、公民館などは災害時にやはり皆さんが集まる場所として、防災拠点の役目が大きくなっていますので、消防分署と一体となり構造がしっかりするということは大変住民の方にとっては心強い施設になると思います。

野村教育長 他に何かございますか。よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

野村教育長 それでは、他に質疑、ご意見がございませんので、これより採決を行います。 議案第68号「相模原市立公民館条例及び相模原市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第68号は可決されました。

平成29年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第4号)について 野村教育長 次に、日程5、議案第69号「平成29年度相模原市教育委員会の所掌に係 る予算の補正第4号について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

渡辺教育環境部長 議案第69号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、平成29年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正第4号について、 相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

平成29年度相模原市一般会計特別会計補正予算書及び予算に関する説明書の3ページ

をお開きいただきたいと存じます。

はじめに、補正予算全体の概要につきましては、第1条にございますように、歳入歳出 予算の総額2,902億2,500万円に、歳入歳出それぞれ8億6,000万円を追加 し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,910億8,500万円とするものでございます。

14ページをご覧いただきたいと存じます。「款50 教育費」につきましては、1億6,762万6,000円の増額でございます。

続きまして、教育委員会の所掌に係る補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。34ページをご覧いただきたいと存じます。

中段の「款50 教育費」、「項5 教育総務費」、「目10 事務局費」でございますが、説明欄1の「学校施設整備基金積立金」につきましては、先ほど条例の同意についてご決定いただきました、学校施設整備基金への積立金として、1,058万円を計上するものでございます。

下段の「項10 小学校費」、「目15 教育振興費」でございますが、説明欄1の「要保護及び準要保護児童就学援助費」につきましては、新小学校1年生の入学時にランドセル代などの経費として支給する「新入学児童学用品費」について、準要保護児童に係る支給単価を増額改定するための経費として、204万円を増額するものでございます。

「目20 学校建設費」でございますが、説明欄1の「小学校工事設計等委託」につきましては、小学校空調設備工事に係る10校分の設計を行うための経費として、1,600万円を増額するものでございます。

36ページをご覧いただきたいと存じます。上段の「項15 中学校費」、「目5 学校管理費」でございますが、説明欄1の「中学校校舎等維持補修費」につきましては、中学校2校の校舎等の維持補修に係る経費として、6,754万4,000円を増額するものでございます。

「目15 教育振興費」でございますが、説明欄1の「要保護及び準要保護生徒就学援助費」につきましては、「新入学生徒学用品費」について、準要保護生徒に係る支給単価を増額改定するための経費及び入学前に支給する「事前支給」を導入するための経費として、4,134万9,000円を増額するものでございます。

引き続き、関連する歳入につきましてご説明申し上げます。恐れ入りますが、24ページにお戻りいただきたいと存じます。

下段の「款90 市債」、「項5 市債」、「目40 教育債」、「節5 小学校整備

債」及び「節10 中学校整備債」につきましては、説明欄の「学校教育施設等整備事業 債」について増額するものでございます。

なお、上段の「款 7 5 繰入金」、「項 1 0 基金繰入金」、「目 5 6 奨学基金繰入金」につきましては、先ほど条例の同意についてご決定いただきました、廃止となる「奨学基金」の残高について繰り入れるもので、これにつきましては、新たに設置する「子ども・若者未来基金」に積立てるものでございます。

次に、関連する繰越明許費につきまして、ご説明申し上げます。 6 ページにお戻りいた だきたいと存じます。

第2表繰越明許費、「款50 教育費」、「項10 小学校費」でございますが、「小学校工事設計等委託」につきましては、事業を平成30年度に繰り越すため、繰越明許費を設定するものでございます。

8ページをご覧いただきたいと存じます。

第4表地方債補正、「教育債」でございますが、先ほどご説明いたしました「学校教育施設等整備事業債」と同じでございます。

長谷川生涯学習部長 続きまして、36ページをご覧いただきたいと存じます。中段の「款50 教育費」、「項25 市民体育費」、「目10 体育施設費」でございますが、説明欄1の「相模原麻溝公園競技場等施設管理運営費」、(1)「施設管理事務費」につきましては、相模原麻溝公園競技場の夜間照明設備工事による施設の一時閉鎖に伴い、利用料金の減収分等を指定管理者に対し、補填するための経費として、153万円を増額するものでございます。

2の「体育施設等維持補修費」につきましては、総合水泳場の電気室空調機、競泳システム及び可動床装置の修繕を実施するための経費として、2,858万3,000円を増額するものでございます。

以上で、議案第69号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。質疑、ご意見がございましたら、お願いいたします。 平岩委員 今回の補正予算にかかわることではないのですが、先ほど学校建設費の中で、 空調10校分とありました。そこで、現在の空調の整備状況についてお聞かせいただけれ ばと思います。

杉野学校施設課長 現在、順次整備を行っていまして、今年度末で全中学校の普通教室へ

の整備が完了となります。また、小学校につきましても着手しておりますが、今年度末時 点で45校が残る見込みでございます。

野村教育長 他にはいかがでしょうか。

ご説明した中で、教育委員会として新たに考え方を変えて補正を行うものが、36ページ中段の「教育振興費」の補正ですけれども、就学援助の関係で次の4月に中学生になるお子さんたちへの就学援助を、これまでは新1年生になってから支払っておりましたが、事前支給として前倒しで支給するものであります。次年度以降は、小学校1年生になるお子さんに対しても、事前支給ができるようにということで、今後準備を進めてまいります。どうでしょうか。質問等、他にはございませんか。よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

野村教育長 それでは、これから採決を行います。

議案第69号「平成29年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正第4号について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第69号は可決されました。

相模原市立博物館協議会委員の人事について

野村教育長 次に、日程6、議案第70号「相模原市立博物館協議会委員の人事について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

長谷川生涯学習部長 議案第70号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市立博物館協議会委員10名の任期が、平成29年11月19日をもって満了となることから、後任の委員を委嘱するために提案するものでございます。

1 枚おめくりいただきまして、議案第70号参考資料をご覧ください。博物館協議会の設置目的といたしましては、博物館法の規定に基づき設置するもので、博物館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関でございます。

また、定数及び構成につきましては、博物館条例に基づき 1 0 名の委員で構成し、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市の住民の中から任命するもので、任期は 2 年となっております。

議案書の裏面にございます、「相模原市立博物館協議会委員名簿」をご覧ください。

選出区分ごとにご説明をいたします。

名簿のうち、「学校教育の関係者」につきましては、新任であります相模原市立富士見小学校教諭の水戸一平氏、同じく新任であります神奈川県立弥栄高等学校副校長の千葉美希子氏の2名でございます。

「社会教育の関係者」につきましては、再任であります相模原市文化財研究協議会会長の戸塚厚生氏、新任であります相模原市立小中学校 P T A 連絡協議会会計の若林由美氏の2 名でございます。

「家庭教育の向上に資する活動を行う者」につきましては、再任の相模原市女性学習グループ連絡協議会書記の井上博美氏でございます。

以上の5名につきましては、それぞれの選出区分に応じた団体から推薦をいただいているものでございます。推薦を依頼するに当たりましては、それぞれ所属する団体や現場の意見などを踏まえて、博物館の運営に関し、ご発言、ご議論をいただけるよう、ふさわしい方の選出をお願いしたものでございます。

次に、「学識経験のある者」につきましては、それぞれ再任でございます。人文科学分野から、東京家政学院大学教授で現代生活学部教授の小瀬康行氏、自然科学分野から神奈川県公園協会職員の青木雄司氏、天文分野から宇宙航空研究開発機構宇宙科学研究所准教授の生田ちさと氏の3名でございます。

「市の住民」としましては、公募の上、先行いたしました結果、2名を新たに委嘱する ものでございます。

まず、成田治子氏でございますが、ご自身の子育てが一段落し、お子さんが当博物館の 行事に参加したのを機に、久しぶりに訪れた博物館に改めて関心を持ち、博物館の魅力を 広く発信したいとのお気持ちで応募いただいたものでございます。

次に、三宅潔氏でございますけれども、企業の研究職や大学教授を退職後、当博物館の歴史講座などに参加されている方で、利用が少ないと思われる現役世代にも利用してもらえる努力などが必要であろうとの思いから、ご応募いただいたものでございます。

2 名の方からは、今後の博物館の運営や活動に対して、様々なご意見を伺えるものと考えております。

委員の任期は、平成29年11月20日から、平成31年11月19日までの2年間で ございます。

以上、議案第70号の説明を終わらせていただきます。よろしくご承認くださいますよ

う、お願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。質疑、ご意見がございましたらお願いをいたします 永井(廣)委員 議案とはと関係ないのですが、博物館へ遊びに行くとお土産物売り場が ありますが、あそこがもうちょっと充実しないかなと思っています。例えば、その時々の 展示に関係があるものを入れたり興味を引くような展示にするなどして、買いたくなるようなものを置いていただけるとありがたいなと思います。

野村教育長 入って左側のコーナーのところですね。今の件について、どうでしょうか。 武田博物館長 貴重なご意見ありがとうございます。ミュージアムショップということで、 展開をさせていただいておりますけれども、物を売っているところは委託業者になります。 ただ、置いてある品物については、私どもの事務局と相談をしながらやらせていただいて おります。いただきましたご意見につきましては、調整をさせていただきたいと思います。 野村教育長 今、館内に入って右側には、はやぶさの大きな模型が展示してありまして、 非常にそれは好評なんですが、左側のコーナーについても注力をしてほしいなというご意見ですよね。他には、いかがでしょうか。

平岩委員 博物館について、つい最近、久々に行ってまいりました。大変見応えが毎回あるのですけれども、ジオラマなどが古くて、今度行ってもまた同じだろうなというところがあります。また、雨の日で多分混んでいるのではないかと思って行きましたらガラガラでして、展示にはたくさんの電気を使用していますので、もっとたくさんの方に来ていただかないと、お金が出ていくばかりではないかと正直なところ感じております。

武田博物館長 貴重なご意見をありがとうございます。通常ですと、雨の日や土日などは 出かけるところが少ないせいか家族で来館される方が多いのですが、委員が来られたとき はたまたま少なかったのではないかと思われます。やはり、台風のときでもある程度お客 様は来ていただけますので、本当にありがたいと考えております。

それから、常設展につきましては、あのジオラマを大きく手を入れようとすると、やはりそれなりの金額がかかるものですから、博物館では市民ボランティアや市民学芸員のほか、博物館の学芸員と相談をしながら、少しずつ展示内容を変更しております。今後展示につきましては、今いただいたご意見を持ち帰りまして、学芸員と協議したいと思います。野村教育長 率直な意見をありがとうございます。私も何度か、企画展等に足を運んでいまして、専門職の方も非常に努力をされていて、魅力的な展示が多いのですが、やはりせっかくの展示ですから、少しでも多くの皆さんに見ていただかないと目的が達成されませ

んので、情報発信というのは今もいろいろな形でしておりますが、これまで以上に注力を して多くの方に見ていただける施設にしていければと思います。

他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

野村教育長 それでは、他に質疑、ご意見がございませんので、これより採決を行います。 議案第70号「相模原市立博物館協議会委員の人事について」を原案どおり決するに、 ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第70号は可決されました。

藤田生涯学習課長 先ほど大山委員からいただきました議案第68号に関するご質問へのお答えができておりませんでした、青根分署の消防車の台数について確認がとれましたのでお答えいたします。現在1台が配備されておりますが、整備後も引き続き1台を配備するということで、新しい津久井消防署青根分署には消防車と救急車が1台ずつ配備されるということでございます。

野村教育長 先ほどの報告でありました。

専決処分の報告について

野村教育長 では、報告案件に入ります。報告案件の1、専決処分の報告について、事務 局より説明をいたします。

農上教職員人事課担当課長 専決処分について、ご報告いたします。

市立中学校の除草作業中に生じた物損事故に係る損害賠償の額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行い、市議会12月定例会議において報告を行うに当たり、あらかじめ教育委員会に報告するものでございます。

お手元の資料、専決処分書をご覧いただきたいと存じます。今回は2件報告がございます。1件目の物損事故の概要についてでございますが、平成29年8月18日午前11時ごろ、相模原市南区内の市立中学校敷地内において、臨時学校技能員が刈払機により除草作業をしていた際、飛散した小石が隣接する市道で赤信号のため停車していた被害者の普通乗用車に当たり、左後部ドアガラスを破損させたものでございます。本市の責任割合は100%、損害賠償額につきましては、15万1,546円でございます。

次に、2件目でございます。平成29年8月30日午後1時30分ごろ、相模原市緑区

内の市立中学校敷地内におきまして、臨時学校技能員が刈払機により除草作業をしていた際、飛散した小石が隣接する市道を走行していた被害者の普通乗用車に当たり、フロントガラスを破損させたものでございます。本市の責任割合は100%、損害賠償額につきましては、22万7,324円でございます。

これまでに、刈払機取扱作業に係る事故防止の取組として、刈払機を使用することが増える時期に向けて飛石等の飛散防止策を講じること、作業地域への隔離措置を講ずること、付近に損害を与える可能性のある財物の有無の確認の徹底を行うことの3点を文書にて、全ての小中学校に通知しておりました。

しかしながら、今回発生したいずれの事故も刈払機で除草を行う際、ブルーシートやベニヤ板で飛散防止策を講じていたにもかかわらず、飛散防止範囲を超え小石が飛んだことによるものでございました。

この事故を受けた再発防止策としまして、平成29年9月12日付で「刈払機取扱作業 に係る事故防止の徹底について」の文書を全ての小中学校に再度発出いたしました。

その中で、発生した事故の原因と概要を周知するとともに、刈払機取扱作業に係るマニュアルを作業前に再確認すること、飛石等の飛来物による対人・対物事故を防ぐため、郊外とのフェンス沿いの作業を行う際は、ナイロンカッターを極力使用しないこと、使用の際は必ず複数人で作業すること、ナイロンの刃の長さを10センチ程度にし、エンジンの回転を上げすぎないことなどの具体策を通知いたしました。

さらに、地域内の班長である正規の学校技能員から各班の臨時学校技能員に注意喚起の 文書を手渡しで個別に配付をいたしました。

また、正規学校技能員との緊急会議を設け、刈払機の使用による予期せぬ場所への飛散を回避するため、歩行者・通行車両のあるときは刈払機での作業を一度中断することといたしました。

今後は、このような事故を起こさぬよう再発防止に努め、安全確保により一層配慮して、 作業を行ってまいります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

野村教育長 説明が終わりました。この件について、質疑等がございましたらお願いいたします。

永井(廣)委員 普通にいつもいらっしゃる学校技能員の方と別に、夏休みの除草業務の ために臨時学校技能員の方を雇っているということなのでしょうか。 農上教職員人事課担当課長 今年度より各学校への学校技能員の配置が変わりまして、3 2の班、中学校を中心にした班を編制しまして、中学校には正規の技能員を置き、ほかの 全ての学校に臨時技能員を置くこととしております。ですので、夏季限定ではなくて、年 間を通しての雇用でございます。

永井(廣)委員 今まで正規だった方が臨時に変わられたということでしょうか。

農上教職員人事課担当課長 正規の職員については、昨年度は小学校に勤務していた者もおりますけれども、班の中の1つの中学校に配置することとしまして、特に正規だったものを非常勤に変えたというものではございません。正規の方は引き続き正規職員として勤務しております。

大山委員 今の2件というのは、端的に言うと臨時の方々に対する周知が十分ではない中で、重なって起こってしまったことから、通知や取組を徹底したという理解でよろしいですか。

農上教職員人事課担当課長 臨時の学校技能員は経験も浅く、刈払機の技能が十分でない者もいるというのが実態でございます。そういった面では、そういった周知徹底が十分ではないところはあったと思いますので、周知徹底を図ってまいります。

永井(博)委員 数年前にも同じような事故があったと思います。原因はエンジンの草刈機だったと記憶していますが、あれは木の根っこみたいなところに当たると反動で思わぬ方へ行ってしまうことが、つい最近のニュースでありまして、周りにいる人たちが大けがをすることもあると報告されていました。

そうした点を踏まえますと危険度は高いのに、慣れていない人に任せてしまっていることも課題なのかなと思います。ただ、草は生えるし、取らなければいけないと思いますので、今文書を出して徹底をしているということですが、取扱いを間違えると非常に危険ですので、場合によっては技術講習を行うことも考えていく必要があると思っています。

農上教職員人事課担当課長 各班には正規の学校技能員が1名おりまして、その正規の学校技能員が各学校を回りながら、臨時の学校技能員には刈払機の扱いの技術的な研修を行うようにしております。また、複数で行うことによって安全性を確保するとともに、一緒に作業をする中で、研修を通じて技能を高めていくようにしていきたいと考えております。野村教育長 この件につきましては、他にございますか。よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

青根小・中学校の学習環境のあり方検討協議会における検討経過等について 野村教育長 それでは、報告案件の2に入ります。青根小・中学校の学習環境のあり方検 討協議会における検討経過等について、事務局より説明をいたします。

八木学務課長 青根小・中学校の学習環境のあり方検討協議会における検討経過につきまして、ご報告させていただきます。

まず、1の協議会の設置目的でございますが、青根小・中学校の児童生徒にとって、望ましい学習環境の実現に向けた検討、協議等を行うものでございます。設置日は、平成29年8月7日でございます。

次に、2の協議会の構成でございますけれども、資料に記載のとおり、地域団体の代表 者や学校関係者を含めた17名で構成をしております。

次に、3の協議会設置の背景でございますが、まず、平成28年11月18日付で、「青根小中学校のあり方検討協議会」から市長宛に、青根地区の児童生徒の減少による学校存続問題について、地域と行政とで協議する場を設け、協議に当たっては、行政側の考え方を整理して地域に示してほしいとの要望書が出されたこと、また、平成29年3月に、市教育委員会が策定した「相模原市立小中学校の望ましい学校規模のあり方に関する基本方針」において、青根小中学校を含む津久井地域の複数の学校については、過小規模校として特に課題解決に係る優先度が高い学校となっていることが協議会設置の背景となっております。

次に、4のこれまでの協議会の開催経過でございますが、まず第1回目が8月7日に開催をいたしました。議題といたしましては、青根小中学校の現況、課題及び課題解決方策について、教育委員会としての課題解決の方策について、具体的には教育委員会から平成31年度に青根小学校は青野原小学校と、青根中学校は青野原中学校と統合することを提案をいたしました。

第2回は、11月1日に開催いたしまして、8月27日に開催いたしました保護者との 意見交換会の結果や特認校制度のほか、新しい学校づくりについて協議をいたしました。 なお、第3回以降の開催日程は今のところ未定でございます。

次に、5として、参考でございますけれども、青根小中学校の児童生徒数でございます。 青根小学校は、現在児童数7人、青根中学校は、生徒数5人となっております。

今後、協議会における議論や地域の方々、そして保護者のご意見もお聞きした上で、児

童生徒にとって望ましい学習環境の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。説明は以上でございます。

野村教育長 説明が終わりました。この内容につきまして、意見やご質問等があればお願いいたします。

永井(廣)委員 11月1日の会議で、いらっしゃった方々からはどんな意見が出たので しょうか。

八木学務課長 1 1 月の協議会の中では、まず、他市の特認校の事例を参考にして青根小・中学校にも導入できないのかというご意見をいただきました。その質問につきましては、他市の特認校が駅からのバス通学時間が30分程度となっており、青根小学校に特認校制度を導入した場合には橋本駅から通学時間が70分程度ということで、物理的な部分でなかなか難しいということを事務局から説明をさせていただいたところでございます。

また、地域の中で、やはり小中学校がなくなるとすると、過疎化が進んだりとか、地域の振興、活性化の道が閉ざされてしまうのではないか、このような不安のご意見が出ております。ただ一方で、一番大切なのは、保護者の考え方が重要視されなければいけない、このようなご意見も出されました。

野村教育長 この件については、最近新聞等でも取り上げられたところでありますが、本日の資料にも掲げてございますように、これまでの経過としては、平成28年度に地域の中お話し合いですとか、アンケートなどをいろいろとされてきました。そして、学校がどうあるべきかということについては意見が多様で、なかなか1つの意見には終息しない状況でしたので、会議の座長の方から市長または教育委員会の方に方針を定めて、地域に投げかけてほしいと依頼を受ける中で、今回組織をつくって、市の考え方を申し上げ、地域の皆さんのご意見を伺っているところであります。

市の考えとしては、やはり子どもにとって望ましい教育環境とはどうあるべきなのかというのを第一に考える中で、今後も小学校、中学校ともに児童生徒数の減少が見込まれております。現在もそれぞれ1桁ですけれども、減少が見込まれている中では、やはり近隣の青野原の小中学校との統合というものを視野に入れまして、その中で、ただ統合するだけでなくて、将来的な小中一貫教育のモデルとなるような新たな教育というものもそこで実践していければ、子どもにとって望ましいのではないかという、提案をしているところであります。

今、課長からも説明がありましたが、現時点で地域の意見が集約化できる状況ではない

ということですので、もう少し意見交換等も重ねながら、丁寧に進めていきたいと、そのように考えています。

平岩委員 前に伺ったかもしれませんが、青野原小・中学校と統合した場合には、人数などの規模はどのぐらいになりますか。

八木学務課長 青野原小学校の児童数、これは普通級だけでございますけれども、現時点で統合したとすると50人でございますので、青根小の7人を足しますと小学校の場合は57人となります。中学校の方ですが、青野原中学校の生徒数、これも普通級だけになりますが34人でございますので、青根中と合わせますと39人となります。

野村教育長 今、課長が言ったのは、現時点で一緒になった場合の話になります。

永井(博)委員 青根小は青野原小と、青根中は青野原中と統合することについて、私は支持しておりまして、教育的な観点から見た場合に子どもたちにはコミュニケーション能力や生きる力と言ったりしますが、端的に言えば人とどう関われるかという力を身に付けてほしいと思っています。そういう意味でいうと、やはり1学年に1人も子どもがいないとか、全校合わせても5人や7人しか在校していないというのは、やはり学ぶ集団としては機能しないと思います。ですから、学校が無くなることで地域が寂しくなってしまうという、そのお話はとてもそのとおりだと思いますけれども、子どもたちへの教育の視点で考えますと、大勢の子どもたちに関わる中で学ばせたいという思いが私にはありますので、本市の姿勢を力強く支持したいと思っています。

野村教育長 他の委員からご意見はございますか。よろしいでしょうか。今申し上げましたように、この件については、引き続き丁寧に考え方をご説明しながら進めていきたいと思います。では、よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

野村教育長 以上で報告案件を終わりにしたいと思います。

それでは、前回定例会から本日までの私の活動状況についてお話をさせていただきます。 先月の7日には、さがみ風っ子教師塾、これはもう第9期になりますが、この開校式が ございました。将来教師を目指す熱い志を持った若い方たちが約50名入塾をされまして、 いろいろと挨拶をさせていただくとともに、皆さんの様子を見てまいりました。この1年 間での成長を非常に楽しみにしております。

それから、10月8日には、まさに今お話が出た、青根小中学校の運動会を昨年に続いて見てまいりました。そのほか、新町中、東林中の体育祭も見てまいりました。確かに、

青根の小中学校の運動会というのは、小中合同で、しかも地域から既に他市区に転出された方もこの運動会には帰ってこられて、地域の一大行事ということで盛大に催されていました。

それから、9日には市のスポーツフェスティバルに出席してまいりました。また、11日には、市内にある総合型地域スポーツクラブのFCコラソンが、ブラジルの有名なプロサッカーチームであるサンパウロFCのジュニアチームを招待して、市内でホームステイをしながら友好試合を行うという企画をされました。そうした中で、サンパウロFCのジュニアチームが教育委員会を訪問されました。これは、東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプをブラジルが本市で行うことの関係で来ていただいたのですけれども、友好関係を深める充実した1日となりました。

そのほか、10月23日、11月1日と県内の教育長の会議があって出席してまいりました。そこでは、神奈川県の方から教員の働き方改革に関連して、小中学校でアンケート等を実施していくと話がありました。このアンケートは国からの求めに応じて実施するものですが、県内の市町村の全ての学校で実施するのではなく、数校を選んで行うものです。主旨としては、先生方の勤務状況として、毎日何時から何時に何をしているか1週間程度の状況を把握し、その結果を分析して、働き方改革につなげていく調査のようです。なお、このアンケートの実施につきましては、政令市は対象外となっています。本市は、本市で既に各学校から現在の状況等のアンケート等もとる中で、今働き方についての見直しがどのようにできるのか、検討を進めているところでございます。

そのほかですと、少年海外スポーツ交流訪中団ということで、本市の中学生が友好都市の無錫に行き、卓球の交流を行ってきたと報告を受けました。中国は卓球王国ですので、年下の子どもたちと試合をやってもかなわなかったという話も聞きましたが、非常にスポーツだけではなくて、中国の文化に触れたり、食事ですとか、街並みですとか、大変子どもたちは多くの刺激を受けてきたようで、大変良い経験になったと伺いました。

それから、永井委員にもご参加いただきましたが、先週、相模原市いじめ防止フォーラムがございまして、出席してまいりました。フォーラムの中では、小中学生にも自ら参加してもらって、各学校で実施しているいじめ防止の取組についてお互いに紹介し合い、意見を交換する時間がありまして、非常に有意義な時間だったと思っています。

それから、最後に先ほど青根公民館のお話もございましたが、今改修を計画している清 新公民館をはじめ、相原公民館など、普段なかなか足を運べなかった公民館を幾つか視察 をしてきたところです。具体的には、陽光台公民館、星が丘公民館、沢井公民館、相模湖公民館を視察してまいりました。非常に老朽化しているところもありましたし、幾つか課題というものも把握してまいりましたので、この件については改めてお話をさせていただきたいと思います。

主な活動内容についてお話をさせていただきました。報告は以上です。

それでは、最後に、次回の会議予定日でございます。

12月8日金曜日、午後2時30分から教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

野村教育長 では、次回の会議は、12月8日金曜日、午後2時30分から開催予定といたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、定例会を終了いたします。

閉 会

午後3時58分 閉会